

誰もが活躍できる職場環境づくりに関する協力をお願い

平素は、三重県における雇用・労働行政の推進に格別のご配意を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県の雇用情勢は、令和7年3月に有効求人倍率が1.19倍となり、求人が求職を上回って推移しているものの、求人の動きには足踏みが見られ、改善の動きに弱さが見られます。また、経済情勢は、米国の通商政策等による景気の不透明感がみられる状況です。

こうした情勢の中、事業主の皆様には、あらためて県民の生活に直結する雇用の維持・確保に努めていただくとともに、障がいの有無や性別等に関わりなく、誰もが活躍できる労働環境の整備につきまして、下記の事項についてご理解いただき、会員の皆様に周知いただきますようお願い申し上げます。

一 障がい者雇用の推進について

事業主各位のご理解とご協力により、三重県の障がい者実雇用率の水準は、平成25年以降大きく改善してきました。

他方で、法定雇用率を達成できない企業も依然としてみられます。本年4月には除外率が設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和8年7月に、法定雇用率が引き上げ(2.5%→2.7%)られます。

障がい者とともに働くことが当たり前の社会を実現するため、更なる障がい者の雇用の拡大、職場定着にご配慮いただきますようお願いいたします。

二 女性の活躍推進について

三重県における男女間賃金格差や管理職に占める女性の割合は全国値と比べ低い傾向にあります。女性が個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、事業主は、女性活躍推進法に基づき、自社の状況の把握、課題の分析を行い、行動計画を策定し、自ら課題を解消することが求められております。女性活躍推進法及び同法に基づく取組の事業主への周知啓発についてご協力をお願いいたします。

また、男女共に仕事と子育て、仕事と介護を両立することができる職場環境を整備することを目的に令和7年4月より改正育児・介護休業法が段階的に施行されております。改正育児・介護休業法の周知等についてもご配慮をお願いいたします。

三 新規学校卒業予定者等の公正な採用選考について

新規学校卒業予定者等の採用については、不合理な差別観念や出生地、性別、性的指向や性自認、障がいの有無、在籍課程(全日制、定時制、通信制)、国籍等、本人の適性や能力以外の理由により就職の機会均等が妨げられることのないよう、公正な採用選考を実施していただきますようお願いいたします。

令和7年6月2日

三重県中小企業団体中央会 会長 三 林 憲 忠 様

三 重 労 働 局 長 石 田 聡

三 重 県 雇 用 経 済 部 長 松 下 功 一

